

2025年1月20日

各位

会社名 株式会社ガーラ
代表者名 代表取締役グループCEO キム ヒョンス
(コード：4777、スタンダード市場)
問合せ先 取締役CFO 岡本 到
(TEL. 03-6822-6669)

東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、過年度の有価証券報告書及び決算短信等を訂正した件につきまして、2024年12月13日付で株式会社東京証券取引所より、有価証券上場規程第504条第1項第1号に基づき、その経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり提出いたしましたのでお知らせ致します。

別添書類：改善報告書

以上

改善報告書

2025年1月20日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

株式会社ガーラ
代表取締役グループ CEO キム ヒョンス

このたびの過年度決算短信及び四半期決算短信、並びに有価証券報告書及び四半期報告書の訂正の件について、有価証券上場規程第504条第3項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出致します。

目次

1. 経緯	3
(1) 過年度決算訂正の内容	3
① 訂正した過年度決算短信等	3
② 過年度決算訂正による業績への影響	3
(2) 過年度決算等を訂正するに至った経緯	6
① 発覚した経緯	6
② 特別調査委員会の構成、調査の目的、調査期間	6
(3) 不適切な会計処理の概要	7
2. 改善措置	7
(1) 不適正開示の発生原因	7
① 経営陣の会計基準等の遵守に向けた認識不足	7
② 管理部門の脆弱性	7
③ 開発プロジェクトの管理及び契約関係の整理の不十分性	8
④ 役員によるモニタリング機能の不十分性	8
⑤ 複数の会計基準の混在による複雑化	8
(2) 再発防止に向けた改善措置（実施済みのものを含む。）	8
① 経営陣の会計基準等の遵守に向けた認識の強化（2（1）①に対応）	8
② 管理部門の強化（2（1）②に対応）	9
③ 開発プロジェクトの管理及び契約関係の整理の強化（2（1）③に対応）	11
④ 役員によるモニタリング機能の強化（2（1）④に対応）	13
⑤ 適用する会計基準の統一（2（1）⑤に対応）	13
(3) 改善措置の実施スケジュール	14
3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識	14

1. 経緯

株式会社ガーラ（以下「当社」といいます。）は、2024年9月9日付「特別調査委員会の調査報告書の受領及び今後の対応に関するお知らせ」にて公表しました通り、外部調査委員会から「調査報告書」を受領し、同年11月12日に過年度決算の訂正を行いました。訂正した過年度決算及び当該訂正が業績に及ぼす影響額については、以下の通りです。

（1）過年度決算訂正の内容

① 訂正した過年度決算短信等

a. 有価証券報告書

第27期	（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
第28期	（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
第29期	（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
第30期	（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
第31期	（自 2023年4月1日 至 2023年12月31日）

b. 四半期報告書

第29期第3四半期	（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）
第30期第1四半期	（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）
第30期第2四半期	（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）
第30期第3四半期	（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）
第31期第1四半期	（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
第31期第2四半期	（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）
第32期第1四半期	（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）

c. 訂正の対象となった決算短信及び四半期決算短信

2023年12月期 決算短信	（自 2023年4月1日 至 2023年12月31日）
2024年12月期 第1四半期決算短信	（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）

② 過年度決算訂正による業績への影響

（単位：百万円）

期間	項目	連結			
		訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	増減率 (%)
第26期 (2019年3月期) (※)	売上高	854	854	—	—
	営業利益	△250	△383	△132	△53.0%
	経常利益	△250	△383	△132	△53.0%
	親会社株主に帰属する当期純利益	△283	△415	△132	△47.0%
	純資産	195	△161	△357	△182.9%
	総資産	765	407	△357	△46.7%
第27期 (2020年3月期)	売上高	412	412	—	—
	営業利益	△273	△395	△122	△44.7%
	経常利益	△287	△410	△122	△42.5%
	親会社株主に帰属する当期純利益	△432	△445	△13	△3.1%
	純資産	114	△224	△338	△296.8%
	総資産	719	381	△338	△47.0%

(単位：百万円)

期間	項目	連結			
		訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	増減率 (%)
第 28 期 (2021 年 3 月期)	売上高	985	985	—	—
	営業利益	26	146	120	457.3%
	経常利益	93	213	120	128.8%
	親会社株主に帰属する当期純利益	△131	217	348	265.8%
	純資産	303	303	—	—
	総資産	1,085	1,085	—	—
第 29 期 (2022 年 3 月期) 第 3 四半期	売上高	358	358	—	—
	営業利益	△362	△362	—	—
	経常利益	△292	△292	—	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	△266	△266	—	—
	純資産	389	389	—	—
	総資産	1,163	1,163	—	—
第 29 期 (2022 年 3 月期)	売上高	600	600	—	—
	営業利益	△297	△297	—	—
	経常利益	△220	△220	—	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	△186	△186	—	—
	純資産	438	438	—	—
	総資産	1,047	1,047	—	—
第 30 期 (2023 年 3 月期) 第 1 四半期	売上高	701	701	—	—
	営業利益	136	136	—	—
	経常利益	88	88	—	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	99	99	—	—
	純資産	1,792	1,792	—	—
	総資産	2,848	2,848	—	—
第 30 期 (2023 年 3 月期) 第 2 四半期	売上高	1,810	1,810	—	—
	営業利益	280	280	—	—
	経常利益	263	263	—	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	172	183	10	5.9%
	純資産	1,968	1,968	—	—
	総資産	2,860	2,860	—	—

(単位：百万円)

期間	項目	連結			
		訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	増減率 (%)
第30期 (2023年3月期) 第3四半期	売上高	2,525	2,525	—	—
	営業利益	353	353	—	—
	経常利益	293	293	—	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	183	193	10	5.6%
	純資産	2,004	2,004	—	—
	総資産	2,872	2,872	—	—
第30期 (2023年3月期)	売上高	3,207	3,207	—	—
	営業利益	437	437	—	—
	経常利益	400	400	—	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	320	330	10	3.2%
	純資産	2,234	2,234	—	—
	総資産	3,023	3,023	—	—
第31期 (2023年12月期) 第1四半期	売上高	545	545	—	—
	営業利益	△10	△10	—	—
	経常利益	9	9	—	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	1	1	—	—
	純資産	2,268	2,268	—	—
	総資産	3,085	3,085	—	—
第31期 (2023年12月期) 第2四半期	売上高	982	982	—	—
	営業利益	△111	△111	—	—
	経常利益	△78	△78	—	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	△71	△71	—	—
	純資産	2,225	2,225	—	—
	総資産	3,559	3,559	—	—
第31期 (2023年12月期)	売上高	1,497	1,497	—	—
	営業利益	△296	△296	—	—
	経常利益	△262	△262	—	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	△230	△230	—	—
	純資産	2,014	2,014	—	—
	総資産	3,355	3,355	—	—

(単位：百万円)

期間	項目	連結			
		訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	増減率 (%)
第 32 期 (2024 年 12 月期) 第 1 四半期	売上高	505	505	—	—
	営業利益	△130	△130	—	—
	経常利益	△80	△80	—	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	△106	△106	—	—
	純資産	2,054	2,054	—	—
	総資産	3,384	3,384	—	—

(※) 第 26 期 (2019 年 3 月期) の訂正内容は 2020 年 3 月期訂正有価証券報告書の比較情報の訂正であります。

(2) 過年度決算等を訂正するに至った経緯

① 発覚した経緯

当社は、2023 年 10 月から 2024 年 5 月にかけて、外部機関から、

(1) 当社の連結子会社である Gala Lab Corp. (大韓民国に所在するガーラの在外連結子会社であり、以下「Glab」という。)において 2016 年 3 月期に資産計上を開始された、スマートフォン向け MMORPG アプリケーション「X (モバイル版)」の開発に係る無形固定資産につき、当該資産計上が妥当ではなかった疑義があり、さらにこのような不適切な資産計上には当時のガーラ経営者の意向が強く影響していたのではないかと (以下「X (モバイル版) 資産計上に係る疑義」という。)

(2) Glab は、自社において開発・運営していたスマートフォン向け MMORPG アプリケーション「Y (モバイル版)」に関し、2021 年 1 月に Y (モバイル版) のライセンス及び運営権を K 社に 2,500 百万大韓民国ウォン (以下「KRW」という。)で譲渡した上、2022 年 4 月にこれを同社から 2,000 百万 KRW で再取得していたところ、当該譲渡の当初から再取得の約束があった疑いがあるなど一連の取引には不自然な点が窺われ、その会計処理が適切ではなかった疑義がある (以下「Y (モバイル版) 譲渡・再取得に係る疑義」という。)

といった、当社の過年度連結財務諸表に関する疑義についての指摘を受けておりました。

そこで当社は、2024 年 5 月 30 日、当社から独立した立場の専門家による客観的な調査を実施する必要があると判断し、特別調査委員会を設置して上記疑義 (以下、X (モバイル版) 資産計上に係る疑義及び Y (モバイル版) 譲渡・再取得に係る疑義を併せて「本件疑義」という。)についての調査 (以下「本件調査」という。)を委嘱いたしました。

② 特別調査委員会の構成、調査の目的、調査期間

a. 特別調査委員会の構成

委員長 井上 寅喜 (公認会計士 株式会社アカウンティング・アドバイザー)

委員 伊藤 菜々子 (弁護士 岩田合同法律事務所)

委員 武藤 雄木 (弁護士・公認会計士 岩田合同法律事務所)

b. 調査の目的

特別調査委員会は、以下の事項等につき当社から委嘱を受け、本件調査の目的としました。

- ・本件疑義に係る事実関係の調査
- ・本件疑義に類似する事象の有無の調査
- ・本件疑義 (及びこれに類似する事象) による連結財務諸表への影響額の算定
- ・本件疑義 (及びこれに類似する事象) の原因分析、再発防止策の提言
- ・その他、当委員会が必要と認めた事項

c. 調査期間

特別調査委員会は、特別調査委員会が設置された 2024 年 5 月 30 日から同年 9 月 6 日まで本件調査を実施し、その間、23 回にわたり委員会を開催して委員及び調査補助者間での議論を実施いたしました。

(3) 不適切な会計処理の概要

本件調査の結果、判明した不適切な会計処理の概要は以下の通りです。

Glab は、2015 年 12 月 17 日付の Glab の理事会で X（モバイル版）の開発承認がなされた後、X（モバイル版）の開発に係る費用について、2016 年 3 月期から 2020 年 3 月期にかけて資産（ソフトウェア）に計上しておりました。

この点、X（モバイル版）につき自社利用のソフトウェアとして資産計上を開始するに当たっては、①将来収益の獲得が確実であると認められる状況であるかどうかに加え、②それを客観的に立証しうることにしても検討が必要であったにもかかわらず、2015 年 12 月 17 日付けで Glab の理事会に提出した X（モバイル版）将来見積りが存在することなどに照らしても、資産計上開始時点で上記①、②について当社において十分に検討されていたものとは認められず、そのため、将来収益の獲得が確実であることが立証されたという自社利用のソフトウェアとしての資産計上要件を満たしていたとはいえ、自社利用のソフトウェアとして資産計上すべきではありませんでした。

なお、Y（モバイル版）譲渡・再取得に係る疑義については、調査報告書において、当社の会計処理は否定されず訂正は不要とされました。

2. 改善措置

(1) 不適正開示の発生原因

不適正開示の発生原因は、以下のとおりであります。

① 経営陣の会計基準等の遵守に向けた認識不足

X（モバイル版）の会計処理については、①その制作には多額の開発費が発生することが見込まれていたこと、②ゲームの開発費の資産計上時期の判断は事業計画の確度などの見積もりの要素が大きく、特に「研究開発費等に係る会計基準」は 1999 年に策定されたもので 2015 年当時においても経済・技術環境に合致していないところが少なくなく、各社における実態判断が必要になる状況であったことから、難しい会計上の判断が求められるにもかかわらずゲームの開発費に関する会計方針が当社グループには存在していませんでした。また、当社の 2016 年 3 月期における経理体制は、経理責任者が 2016 年 3 月に退職したため経理責任者が不在の状況となったことから、連結精算表や決算書類の作成業務については外部に委託しており、CFO 含む経営陣が会計基準に係る判断を主体的に行っておりませんでした。

このような状況にあったのであれば、経営陣は会計処理上の判断を誤る可能性が相対的に高いものと認識し、会計の専門家を採用するなど経理部門の体制強化を検討すべきでありました。このような経営陣の重要な会計論点の理解や会計基準等の遵守に向けた認識の不足が、特に X（モバイル版）の開発費の不適切な資産計上を防ぐことができなかつた原因の一つであると考えられます。

② 管理部門の脆弱性

2016 年 3 月期において、当社の管理部門は、経理責任者 1 名に加え経理担当者が 1 名から 2 名おり、経理責任者は主に、連結決算・開示を行っており、経理担当者は、主に個社の決算（日常的な仕訳計上や決算整理仕訳の計上）を行っておりました。また、Glab の経理部門は、連結決算を行っておらず、単体決算のみの業務であることから従来から 3 名程度で行っておりました。このように当社及び Glab の経理部門の体制について、限られた人数で行っており、また、経理責任者は、ゲームの開発費の資産計上の可否を判断する際に検討すべき会計基準に精通しておらず、X（モバイル版）の資産計上の可否については主体的に検討・判断することなく監査法人の指示に従っておりました。また、事業部門である Glab が、X（モバイル版）の資産計上時に、収益獲得確実性を立証する資料として事業計画や予算等を取締役会に提出していましたが、当社経理部門は、会計的専門知識や体制構築が不足していたことから、これらの事業計画が、会計基準で要求される収益獲得確実性を立証するものか、事業部門と必要な議論を行い検証することができず、ひいては不適切な資産計上につながりました。以上のとおり、当社の経理部においては質的・量的に十分な体制が構築されていませんでした。そのため、会計論点について十分に検討を行い、会社の会計方針についてのルール（ポジションペーパーや会計方針書）を作成することや、適切な証憑（資産計上の妥当性を主張するための適切な証拠）を残すことが出来なかつた可能性があり、経理体制としては、十分ではなかつたと考えられます。

また、「⑤ 複数の会計基準の混在による複雑化」とおり、複数の会計基準が混在することにより会計監査・内部統制監査も複雑化していると考えられます。

内部統制監査については、複数の会計基準が混在することに加え、当社は東京証券取引所に上場しているものの、主たる子会社である Glab は韓国の子会社であることから、当社の日本における管理部門としての機能と、在外子会社の管理部門との連携も含め、海外子会社と十分に連携を行う体制が構築できているかを確認する体制を備える必要があると考えられますが、現状、内部監査室 1 名及び外注先により評価を行っております。そのため、当社のビジネス内容や経理業務の理解を深めた外部の専門家を活用した社内体制を整備する必要があると考えられます。

③ 開発プロジェクトの管理及び契約関係の整理の不十分性

当社は、ゲーム制作等の開発プロセスにおいて、会計上要求される論点を整理したうえで判断基準の社内ルールを定め、当該ルールに基づき会計処理を行うべきでしたが、このような社内ルールが存在していませんでした。具体的には、自社利用ソフトウェアに係る資産計上の開始時点は、①将来の収益獲得が確実であること又は費用削減が確実であることが認められる状況になった時点であり、②そのことを立証できる証拠に基づいて決定しますが、その判断基準は社内では整理されておらず、都度経理担当者により判断されており、その判断プロセス自体も、X（モバイル版）の資産計上においては、十分適切に実施されていない状況でした。具体的には、最終的な成果物や販売計画が定まらないまま進行しており、相当程度の不確実性が存在していたにもかかわらず、提示された予算及び将来計画に関して、十分な議論が実施された形跡が認められませんでした。

また、ソフトウェア開発において、企画内容や予算、成果物やコスト発生状況を含む開発状況のモニタリングが適切なタイミングで十分に行われておりませんでした。これにより開発費の実績集計や超過状況の確認、開発内容の変更に合わせて将来事業計画等の見直しが適切に議論された形跡は認められませんでした。

契約関係の整理については、特別調査委員会から以下の指摘を受けており、契約関係が十分に整理されていない状況も本事案の発生原因の一つと考えております。Glab が自社において開発・運営していた Y（モバイル版）に関し、2021 年 1 月に当該アプリケーションのライセンス及び運営権を 227,500 千円で取引先に譲渡した上、2022 年 4 月にこれを同社から 208,000 千円で再取得した一連の取引について、2022 年 4 月 1 日付解約合意書によれば、同年 3 月 31 日をもって Y（モバイル版）の一切（二次的著作物作成権を含む。）を Glab に譲渡する旨が定められているものの、同年 4 月 1 日で Y（モバイル版）が譲渡される旨の口頭での合意に基づき、会計処理としては 4 月 1 日付で買戻したものとソフトウェアとして計上する処理がなされており、特別調査委員会の調査報告書において、当該会計処理は否定されていないものの、解約合意書を訂正する内容の覚書等は存在しない旨の指摘を受けております。

当社は、契約書は原則として顧問弁護士による法務レビューが行われているのに対して、Glab では、顧問弁護士が存在せず、契約書の法務レビューが適切に行われていなかったことが原因の一つであると考えられます。

④ 役員によるモニタリング機能の不十分性

X（モバイル版）の資産計上の可否に関して、2016 年 3 月期において、経理責任者は取締役ではなく、会計論点について、取締役会で議論・モニタリングが行われておりませんでした。また、X（モバイル版）の資産計上については、2015 年 11 月に経理責任者が監査法人に会計処理について相談した以降、当社と監査法人の間で会計上の重要論点とされており、経理責任者及び当時の代表取締役との間でも資産計上の可否について議論した記録が残っておりませんでした。そのため、本事案については、取締役会の議題に上らず、他の役員においても 2016 年 3 月期の決算において、X（モバイル版）の資産計上の可否が会計上の重要論点という認識はなかったことが、本事案が取締役会の中で議論・モニタリングが実施されていなかった理由であると考えられます。

⑤ 複数の会計基準の混在による複雑化

当社グループが適用する会計基準は、当社及び国内子会社は、日本基準を適用し、海外子会社は、IFRS 及び実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第 18 号」という。）を適用しております。このようにグループ内で複数の会計基準が混在していたことも、会計処理上の判断をより複雑にさせた一因と考えられます。

（2）再発防止に向けた改善措置（実施済みのものを含む。）

再発防止に向けた改善措置は、以下のとおりであります。なお、改善措置の全体的な進捗管理については、キム ヒヨンス代表取締役及び CFO が実施していきます。具体的な進捗管理の方法は、実施主体から定期的に報告を受け、CFO と CEO との 1on1 ミーティングで確認するとともに、グループ戦略会議で進捗報告を行っていきます。

① 経営陣の会計基準等の遵守に向けた認識の強化（2（1）①に対応）

・取締役会における重要な会計論点の議論

取締役自身が重要な会計論点について、理解を深め、十分に議論を行った上で意思決定を行うプロセスを構築いたします。重要な会計論点について理解を深めていく具体的な方法としては、会計上の重要論点（例えば重要な減損損失の計上、繰延税金資産の回収可能性）については、取締役会での報告事項とし、取締役会の資料において、「論点の概要、会計基準、当てはめ、結論」を分かりやすく記載することにより会計の専門家でない役員も理解できるようにしていきます。当該資料は主に公認会計士の資格を有している CFO が作成し、作成に当たっては、監査法人に相談することや必要に応じて外部の会計専門家のレビューにより正確性を担保していきます。

（主管部門）

取締役会

全体の取りまとめはキム ヒヨンス代表取締役が行い、実務的な運営はCFOが行っていく予定です。

(スケジュール)

2024年12月の取締役会で取締役会規則を改定し、重要な会計論点について報告するプロセスを構築いたしました。2025年2月の取締役会から重要な会計論点について、十分な議論を行うことを予定しております。また、社内規程については、当社のポータルサイトや従業員がアクセスできるフォルダ等に格納し周知しております。

・ 経理部門の十分な人員体制のための予算の計上

経営陣は会計基準の遵守の重要性を認識し、経理部門の十分な人員体制の構築及び会計専門家等の外部リソースの活用に必要なコストが生じることを理解し、適切な人員体制を整えるために必要な予算を計上いたしました。

(主管部門)

当社管理部門

(スケジュール)

2024年12月の取締役会で2025年12月期の予算について承認されました。

・ 経営者ディスカッション

いままで年2回程度(監査計画策定時・年度末)で行われていた経営者ディスカッション(代表取締役・CFOと監査法人とのディスカッション)を四半期ごとに実施し、会計基準の遵守の重要性や経理体制について十分な意見交換を実施いたします。

(主管部門)

当社管理部門

(スケジュール)

2024年12月期第3四半期の期中レビューから実施しており、経営陣の会計基準等の遵守に向けた認識及び当社グループ管理部門の体制構築の状況を含めディスカッションを行っております。

・ 他社会計事例における研修会

証券取引等監視委員会が毎年公表している「開示検査事例集」のうち、当社に関連する重要な会計論点をコンプライアンス委員会による研修の1つとして、CFOが経営陣に共有し、会計基準の遵守の重要性についての認識を深めます。なお、経営陣の会計基準の遵守の重要性について認識が深まったか否かについては、研修後、速やかにアンケートを実施し、確認していくことを予定しております。

(主管部門)

当社管理部門

(スケジュール)

2025年3月のコンプライアンス研修から実施し、毎年1回実施いたします。

② 管理部門の強化(2(1)②に対応)

・ 自社利用ソフトウェアの資産計上に係る社内ルール の策定

ゲーム開発等における資産計上ルール(IFRS上の資産計上に係る規定及び日本基準上の自社利用ソフトウェアの資産計上に係る規定、並びに実務対応報告第18号を踏まえた会社としての資産計上ルールの策定)、研究開発費計上の会計方針(日本基準における研究開発費の範囲を策定)について、外部の公認会計士2名を活用し社内ルール(会計方針書)を2024年12月に作成し、監査法人Ks Lab.による妥当性の確認を実施いたしました。その上で、今後は、当該ルールに従って会計処理を行ってまいります。

ゲーム開発等における資産計上ルールの対象となる開発等は、以下の開発について適用いたします。

- ・ Glabによるゲーム開発
- ・ Glabによるメタバース開発
- ・ Gala Mix Inc.によるアプリ開発
- ・ ROAD101 Co., Ltd.による新しい技術開発

なお、当社グループのゲーム開発等における資産計上に係る会計方針は、CBT(クローズドβテスト)後の追加開発でかつ、事前のテストマーケティングの結果等の外部証拠に基づきある程度の収益化は確実と見込まれる場合にのみ資産計上するものとします。具体的には、CBTの結果(リテンションレート等の主要な評価指標の予測数値と実績数値)について代表理事、開発部門長及び開発実務当事者が参加するCBT評価会議を実施し、評価を行うとともに、事前のテストマーケティングの結果などの外部証拠に基づき、将来の収益獲得が確実であると認められた場合にCBT後からリリースまでの追加開発について、資産計上を行うものとします。将来の収益獲得が確実であると認められるかどうかについては、プロジェクトごとに適用する評価指標が異なり、評価指標の要求水準をどの程度とするか、また、予測数値と実績数値を比較した上でどの程度の乖離が許容されるか等の数値基準を設定することは困難であることから、数値基準は設定していません。但し、開発責任者が個々のプロジェクトごとに過去

の経験等から一定の評価指標を設定し、原則として予測数値と同水準又は一定程度を上回る実績結果が得られ、事業計画の実現可能性が担保されリリース出来ると判断した場合は、将来の収益獲得が確実であると判断するものといたします。当該 CBT 評価会議の議事録は、Glab の管理部門が事務局となり会計証憑として写しを保管し、その妥当性については、Glab の監査人である BDO Sunghyun LLC 及び当社の会計監査人である監査法人 Ks Lab. のレビューを受けることにより担保していきます。

また、社内ルールの策定については、上記の資産計上に係る社内ルールにとどまらず、今後は、必要に応じて、会計基準の適用についての文書化を行っていきます。

(主管部門)

当社管理部門・Glab 管理部門

(スケジュール)

社内ルール(会計方針書)の作成を2024年12月に作成し、監査法人 Ks Lab. による妥当性の確認が完了いたしました。2024年12月期の決算より当該社内ルールに従った運用を開始いたします。また、社内ルールについては、韓国語版を作成し、当社及び子会社のポータルサイトや従業員がアクセスできるフォルダ等に格納し周知いたします。

・当社における管理部門体制の強化

当社の管理部門体制については、現在、CFO、連結・開示担当者1名、経理担当者1名、人事担当者1名の4名体制に加えて、外部の公認会計士2名と財務・経営戦略策定支援業務に係る顧問契約を締結し外部リソースを活用いたします。

顧問契約の内容は、以下の通りであります。

- ・会計支援業務
- ・内部統制監査支援業務(J-SOX 監査対応を含む)
- ・税務顧問業務
- ・その他、CFO 業務を遂行するにあたり必要と認められる業務

具体的には、社内で作成した会計上の論点についての検討資料、連結精算表、会計根拠資料及び開示資料等について、外部の公認会計士によるレビューを実施いたします。現状、社内で会計資料の作成と承認を別の者が行う体制をとっていますが、減損検討資料等の一部の資料はCFOが作成を行っていました。今後は、顧問契約による外部の公認会計士のレビューが行われ、会計処理の正確性・妥当性をより担保してまいります。外部顧問の関与状況は、週次のグループ戦略会議、CEO-CFO の 1on1 ミーティングに出席してもらい、事業の内容を共有するとともに、決算業務の都度、ミーティングやメールで連携してまいります。今後、会計基準変更等の情報のキャッチアップは経理部門で勉強会を実施することにより行い、基準変更等により社内ルールの変更作業が発生した場合、ポジションペーパー等の作成は社内で行い、レビューは外部顧問が実施し、正確性を担保していきます。なお、経理人員の補充ではなく、外部リソースを活用することに至った経緯は、人材採用に係る時間を短縮し、当社グループの管理部門の強化を早急に行う観点から、外部リソースを活用することにいたしました。また、公認会計士2名が上記資料のレビュー等を行うことにより、資料の正確性が担保されることから、当社の経理体制が質的・量的に十分であると判断いたしました。

(主管部門)

当社管理部門

(スケジュール)

2024年12月に顧問契約を締結いたしました。

・Glab における管理部門体制の強化

Glab においては、経理責任者1名、経理担当者2名の現体制に加えてIFRSの実務経験者1名を採用し、IFRSに従った会計基準の適用について自主的に判断できるようにいたします。また、Glab 管理部門の人員4名を当社のコリア支店に異動し、子会社の経理及び管理業務を一貫で管理する体制を構築する予定です。当社コリア支店管理部門の業務内容は、当社グループ会社(韓国子会社)の経理・人事業務及び当社コリア支店の経理・人事業務を行います。当社管理部門と当社コリア支店管理部門は、週次で開催されるウィークリーミーティングを行い、連携を密に行ってまいります。これにより、当社の管理部門と在外子会社の管理部門との連携が強化されることで、海外子会社と十分に連携を行う体制が構築できると判断しております。

(主管部門)

Glab 管理部門

(スケジュール)

複数の韓国上場会社でのIFRSの実務経験者を2025年1月に採用いたしました。また、Glab 管理部門の人員の当社コリア支店への異動は2025年4月を予定しております。

・内部監査 (J-SOX)

内部監査 (J-SOX) については、現状の内部監査室 1 名に加えて顧問契約を締結している外部の公認会計士 2 名の 3 名体制で実施いたします。

(主管部門)

内部監査室

(スケジュール)

2024 年 12 月期に顧問契約を締結いたしました。2025 年 1 月から外部顧問 2 名を含めた 3 名体制で内部監査 (J-SOX) を実施いたします。内部監査 (J-SOX) の評価手続については、社内の内部監査室 1 名が実施し、外部顧問がサポート及びレビューを実施いたします。外部顧問の公認会計士 2 名が、週次によるグループ戦略会議への出席、CFO と CEO との 1on1 ミーティングへの出席を行い、会計支援業務等の当社経理業務全般の支援を行うため、当社のビジネス内容や経理業務の理解を深めることが出来ることから、内部統制 (J-SOX) の支援についてもより効果的に行えることが出来ることと判断いたしました。

なお、再発防止策の実施状況については、以下の項目を全社的観点における決算財務報告プロセスのコントロールとして追加し、2025 年 3 月までに監査を実施する予定であります。

- ① 経営陣の会計基準等の遵守に向けた認識の強化
- ② 管理部門の強化
- ③ 開発プロジェクトの管理及び契約関係の整理の強化
- ④ 役員によるモニタリング機能の強化

・社内勉強会の実施

グループマネジメント部連結チームにおいて対面又はオンラインミーティングの開催形式により勉強会を実施いたします。

内容は、当社 CFO が連結や開示の改正点等について、経理担当者に共有いたします。具体的な内容は、連結決算に係る事項 (投資と資本の相殺消去等の連結仕訳の仕組みの理解)、開示に係る事項 (四半期決算・本決算ごとの会計留意事項の理解、新たに適用される会計基準の理解) について行います。勉強会の実施状況については J-SOX の全社統制の中でエビデンスとして残すことにより、J-SOX、内部監査で評価できるようにいたします。また、経理担当者の勉強会の内容に係る習熟度は、OJT の中で理解度の確認を図ってまいります。

(主管部門)

当社管理部門

(スケジュール)

実施開始日は、2024 年 11 月以降、年 4 回 (3 か月に 1 度) 行います。

③ 開発プロジェクトの管理及び契約関係の整理の強化 (2 (1) ③に対応)

・開発プロジェクトについて管理のための社内ルールの整備

ゲーム制作等の開発プロセスにおいて、会計上要求される論点を整理したうえで判断基準の社内ルール (企画・開発から販売までのビジネスフローにおいて、いつ・どのマイルストーンで、何を、どの会議体で・誰が、どのような証憑をもって議論し、承認を得るのか等) を定め、当該ルールに基づき会計処理を行うよう社内ルールを整備いたしました。社内ルールの制定においては、専門的知見を有する外部顧問 2 名 (公認会計士) を活用いたしました。

開発プロジェクトの管理ルールの具体的な内容は、以下の通りであります。

・開発プロセスの各段階における要求事項の明確化

開発プロセスを区分し、プロセスごとの要求事項を定めました。

主な内容は、以下のとおりであります。

・プロジェクトの発議

サービスの主なターゲット、対象地域と言語を定め、開発期間と開発の詳細予算を作成し、理事会で発議を行い、理事会議事録を記録いたします。

・α 版の開発

開発計画を考慮し、必須項目の開発を進めます。開発期間及び費用の変更が生じた場合、変更に関する内容を理事会で承認を得る必要があります。

・CBT (クローズド β テスト)

短期プレイ可能なコンテンツ内容に限定された地域とユーザーにテストを行った後、ログの収集とユーザーのアンケートを通じてサービスの状態を確認し、CBT 結果 (リテンションレート等の主要な評価指標の予測数値と実績数値) に基づき、CBT 評価会議を実施いたします。また、CBT 評価会議議事録を記録いたします。

・開発発議の承認機関の明確化

プロジェクトの開発発議は、理事会で承認を得るものとししました。

・会計処理については、会計方針書に基づき会計処理を行う旨の明文化

自社利用ソフトウェアの資産計上に係る社内ルール及び研究開発費の範囲についての社内ルールに従い会計処理することを明文化いたしました。

(主管部門)

当社管理部門

(スケジュール)

開発プロジェクトについての社内ルールについて外部専門家を活用し2024年12月に策定いたしました。また、社内ルールについては、韓国語版を作成し、子会社のポータルサイトや従業員がアクセスできるフォルダ等に格納し周知・徹底しております。

・プロジェクト予算についての実績との比較・モニタリングルールの策定

プロジェクトの予算について、実績と比較して分析(予実分析)するルールやプロジェクトの総原価の把握、プロジェクトを延長する場合やプロジェクトの総原価が当初の予算を超過する場合のルールを整備いたしました。プロジェクトを延長する場合は、取締役会の報告事項としてプロジェクトの状況(延長する理由、プロジェクト予算とプロジェクト総原価比較等を含む)をプロジェクト責任者である該当子会社のCEOが取締役会で報告することといたしました。さらに、プロジェクトの総原価が当初の予算を超過する場合、プロジェクトに係る予算を見直しの上、再度、プロジェクトを継続するか終了するかについてプロジェクト責任者である該当子会社のCEOが説明した上で取締役会の承認を得るものとなりました。予算と実績の差異については、現状、グループCEO、各社CEO及びCFO等が参加しているグループ戦略会議において、毎週、報告されており、重要な差異が生じている場合は、差異理由を確認しております。これに加えて、新たに年度ごとにプロジェクトごとの予算と実績の分析を各社の管理部門で行い、重要な差異が生じた場合の理由について、各社CEOが取締役会で報告することによりモニタリングが行われる仕組みを2024年12月に制定いたしました。上記の手续により、開発内容の変更に合わせた事業計画の見直しについて、取締役会において適切に議論されるものと判断しております。

(主管部門)

当社管理部門・Glab 管理部門

(スケジュール)

取締役会規則及び予算管理規程の改定を2024年12月に行い、2024年12月期の予算と実績(見込額)の差異分析を2024年12月の取締役会で実施いたしました。また、社内規程については、当社のポータルサイトや従業員がアクセスできるフォルダ等に格納し周知・徹底しております。

・重要な契約書の法務レビュー及び契約状況の把握・管理

当社は、現状行われている契約書台帳による契約書の管理や顧問弁護士による法務レビューを引き続き行っていきます。Glabは、Glab管理部門において、契約書の管理について重要性の高低にかかわらず契約状況の把握・管理を適切に行っていきます。具体的には、契約書の適切な承認プロセスの徹底及び契約管理台帳による契約書の適切な保管を行っていきます。これに加えて、複雑な取引や新しいビジネスに係る取引等で法的見解の確認が必要な取引に係る重要な契約書の締結について、当社の顧問弁護士の法務レビュー以外にGlabにおいても顧問弁護士契約締結の検討又は契約の都度、社外の弁護士を活用し法務レビューを行います。

また、重要な契約書に係る検討(法務・会計)体制及び検討プロセスを整備し、検討結果を文書化することの社内ルールを整備いたします。その上で、必要に応じて弁護士・公認会計士・税理士等の外部専門家を活用し、重要な契約に係る法務及び会計・税務に係る論点を整理し、法的見解書(メモランダム)、ポジションペーパー等の作成を行い、取締役会で担当取締役又はCFOが説明を行ってまいります。また、担当取締役又はCFOが監査法人等の外部への説明を行ってまいります。

重要な契約書に係る検討(法務・会計)は、具体的には、当社管理部門と各社管理部門が連携し、法的見解書(メモランダム)、ポジションペーパー等の要否を検討し、必要に応じて外部弁護士・公認会計士・税理士等の外部専門家に会計・税務に係る論点に係る資料の作成を依頼いたします。その上で、当該資料が重要な会計論点である場合は、当社取締役会において報告を行い、取締役会によるモニタリングを実施いたします。また、当社管理部門も当社取締役会で承認・報告される契約のように重要な契約書については、必要に応じて子会社の契約書を入手し、契約状況の把握を行ってまいります。

Glab以外の子会社において、重要な契約書は、国内子会社は必要に応じて当社の顧問弁護士の法務レビューを実施し、海外子会社は、必要に応じて外部弁護士等の法務レビューを実施いたします。

子会社の重要な契約書に係る検討(法務・会計)における外部専門家の活用に係る重要性の基準は設けておりませんが、主に子会社の取締役会決議事項の内、当社(親会社)の事前承認が必要な案件で、かつ、複雑な取引や新しいビジネスに係る取引等で法的見解の確認が必要な取引を想定しております。

(主管部門)

当社管理部門・Glab 管理部門

(スケジュール)

2025年1月にGlabにおける顧問弁護士又は弁護士事務所の選定を行います。また、社内ルールについては、2025年1月に整備し、当社及び子会社のポータルサイトや従業員がアクセスできるフォルダ等

に格納し周知・徹底いたします。重要な契約書に係る契約状況の把握・管理については、2025年2月より実施いたします。

④ 役員によるモニタリング機能の強化（2（1）④に対応）

- ・重要な会計論点についての議論・モニタリングを行うための規程の整備

四半期及び期末決算における決算承認の取締役会において、議長であるキム ヒヨンス代表取締役グループ CEO が決算補足説明資料を説明し、決算内容について共有が行われております。また、グループ戦略会議において、重要な減損損失の計上等の重要な会計論点については、CFO が適宜報告を行っております。

しかしながら、取締役会規則において、重要な会計論点（例えば重要な減損損失の計上、繰延税金資産の回収可能性）について、決議事項又は報告事項とされておらず、取締役会において、重要な会計論点について十分な議論が行われないことが考えられるため、2024年12月に、取締役会規則を改定し、重要な会計論点については報告事項とする改定を行いました。また、規程の改定に伴い、実際に、決算承認の取締役会においては、重要な会計論点について、十分に議論を行うことにより他の役員がモニタリング機能を発揮できるようにいたします。また、J-SOX、内部監査においても、上記のモニタリングが適切に行われていることを全社的観点における決算財務報告プロセスのコントロールとして追加し、評価を行ってまいります。

このように重要な会計論点を取締役会で議論することにより他の役員によるモニタリング機能を発揮できるようにすることは、本事案が重要な会計論点として認識されず、当時の取締役会で議論する土俵にさえ上がらなかった反省として、重要な会計論点は、取締役会で議論すべきことを定め、取締役会で実際に議論していく中で、役員等の会計基準等の遵守に向けた意識の向上をも図っていくことを意図したものであります。

（主管部門）取締役会

全体の取りまとめはキム ヒヨンス代表取締役が行い、重要な会計論点の説明は、CFO が行っていく予定です。

（スケジュール）

2024年12月の取締役会で取締役会規則を改定し、重要な会計論点について報告事項とするプロセスを構築いたしました。また、2024年12月期の決算に係る重要な会計論点についての十分な議論を2025年2月開催の取締役会までに実施し、評価を行ってまいります。また、社内規程については、当社のポータルサイトや従業員がアクセスできるフォルダ等に格納し周知・徹底しております。

⑤ 適用する会計基準の統一（2（1）⑤に対応）

- ・IFRS 任意適用の検討

当社の主たる子会社である Glab や、IFRS 上の親会社である Megazone Cloud Corporation が韓国の会社であることから、当社の日本における管理部門としての機能の強化及び海外子会社の管理部門と十分に連携を行う体制の構築が必要であると考えおります。当社グループで適用される会計基準を IFRS に統一することにより、複数の会計基準が混在することによる複雑性を解消し、また、Megazone Cloud Corporation と同一の会計基準であることから会計及び監査の効率性を図れるように2026年12月期から IFRS を任意適用することを目標に IFRS の任意適用について検討いたします。

（主管部門）

当社管理部門・Glab 管理部門

（スケジュール）

2026年12月期から IFRS を適用することを目標に2025年12月までに IFRS の任意適用について検討いたします。

- ・Glab における会計処理の適切性に係るモニタリング

IFRS における会計上の重要論点（新しい仕組みの取引、多額な取引、リスクがある取引等を想定しております）について、当社のその他の関係会社である Megazone Cloud Corporation の管理部門に在籍する公認会計士とも協議を行い、会計処理の適正性についてモニタリングを実施いたします。

Megazone Cloud Corporation と協議を行うのは、同社は IFRS 適用企業であり、IFRS 上は当社の親会社に該当するため、IFRS 上の重要な会計論点については同一の会計方針を採用する必要があることから同社の連結決算にも関わるためであります。当該運用は、当社管理部門・Glab 管理部門と Megazone Cloud Corporation 管理部門とで行っているウィークリーミーティングで会計事象についての議案の情報共有を行い、会計上の重要論点と認められた場合は、会計上の検討が必要な事項について当社の CFO と公認会計士の資格を有している Megazone Cloud Corporation 財務部グループ長とで協議を行います。また、ウィークリーミーティングの議事録については、キム ヒヨンス代表取締役グループ CEO 及び Megazone Cloud Corporation の理事 CFO にも共有いたします。

（主管部門）

当社管理部門・Glab 管理部門

(スケジュール)

ウィークリーミーティングは、2024年10月から行っております。

(3) 改善措置の実施スケジュール

再発防止策	2024年				2025年					
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
① 経営陣の会計基準等の遵守に向けた認識の強化										
・取締役会における重要な会計論点の議論	■	■	■	▶	○	▶	▶	▶	▶	▶
・経理部門の十分な人員体制のための予算の計上	■	■	▶	○	▶	▶	▶	▶	▶	▶
・経営者ディスカッション	■	▶	○	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
・他社会計事例における研修会	■	■	■	■	▶	○	▶	▶	▶	▶
② 管理部門の強化										
・自社利用ソフトウェアの資産計上に係る社内ルールの策定	■	■	▶	○	▶	▶	▶	▶	▶	▶
・当社における管理部門体制の強化	■	■	▶	○	▶	▶	▶	▶	▶	▶
・Glabにおける管理部門体制の強化	■	■	▶	▶	○	▶	▶	▶	▶	▶
・内部監査(J-SOX)	■	■	▶	○	▶	▶	▶	▶	▶	▶
・社内勉強会の実施	■	■	▶	○	▶	▶	▶	▶	▶	▶
③ 開発プロジェクトの管理及び契約関係の整理の強化										
・開発プロジェクトについて管理のための社内ルールの整備	■	■	▶	○	▶	▶	▶	▶	▶	▶
・プロジェクト予算についての実績との比較・モニタリングルールの策定	■	■	▶	○	▶	▶	▶	▶	▶	▶
・重要な契約書の法務レビュー及び契約状況の把握・管理	■	■	■	▶	○	▶	▶	▶	▶	▶
④ 役員によるモニタリング機能の強化										
・重要な会計論点についての議論・モニタリングを行うための規程の整備	■	■	▶	○	▶	▶	▶	▶	▶	▶
⑤ 適用する会計基準の統一										
・IFRS任意適用の検討	■	■	■	■	■	■	■	■	▶	▶
・Glabにおける会計処理の適切性に係るモニタリング	■	▶	○	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶

■ 検討/整備期間 ○ 実施/完了 ▶ 運用期間

3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

このたびの不適切な会計処理により、過年度決算等を訂正致しましたことについて、株主さま、投資家の皆さま、その他全てのステークホルダーの皆さまに、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、2024年10月30日付「再発防止策の策定に関するお知らせ」及び本報告書にて公表の再発防止策を着実に実行し、信頼回復に全力で取り組んでまいります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上